

解禁指定あり

令和元年5月23日
静岡国道事務所・藤枝警察署・藤枝市

谷稲葉IC Road to “ゴミゼロ”

～静岡国道・藤枝警察署・藤枝市が合同でパトロール・啓発活動を実施！～

国道1号谷稲葉ICでは、道路上でのゴミのポイ捨てが多く、対応に苦慮しています。昨年度、静岡国道事務所では、看板設置等の現地対策を実施し、藤枝警察署及び藤枝市と共に合同パトロール・啓発活動を実施してきました。その結果、対策前に比べて、対策後の調査では、ゴミの量は60%削減しましたが、依然として路上にポイ捨てされている状況が続いております。(別紙1参照)

全国ごみ不法投棄監視ウィーク※1の初日である5月30日に3機関が連携し、合同パトロール・啓発活動を実施し、ポイ捨てゴミの根絶に向けて取り組みます。

※1 全国ごみ不法投棄監視ウィーク

5月30日(ゴミゼロの日)～6月5日(環境の日)

■ 実施内容

○ 合同パトロール及び合同啓発活動

日 時：令和元年5月30日(木) 10時～

場 所：国道1号藤枝バイパス 谷稲葉IC及びうぐいすパーキング(別紙2)

機 関：静岡国道事務所、藤枝警察署及び藤枝市

内 容：1) 静岡国道事務所及び藤枝警察署による合同パトロール

谷稲葉IC各ランプ

2) 静岡国道事務所、藤枝警察署及び藤枝市による合同啓発活動

谷稲葉うぐいすパーキング利用者及び近隣店舗利用者へ、3機関連名の啓発チラシ(別紙3)の配布

※当日の流れは、タイムスケジュール(案)参照(別紙4)

■ 配布先

静岡県政記者クラブ、藤枝市記者クラブ

■ 解禁指定

令和元年5月30日(木) 12時以降

■ お問い合わせ先

国土交通省中部地方整備局 静岡国道事務所

副所長

やまだ 山田

ひろゆき 裕行

管理第一課長

さとう 佐藤

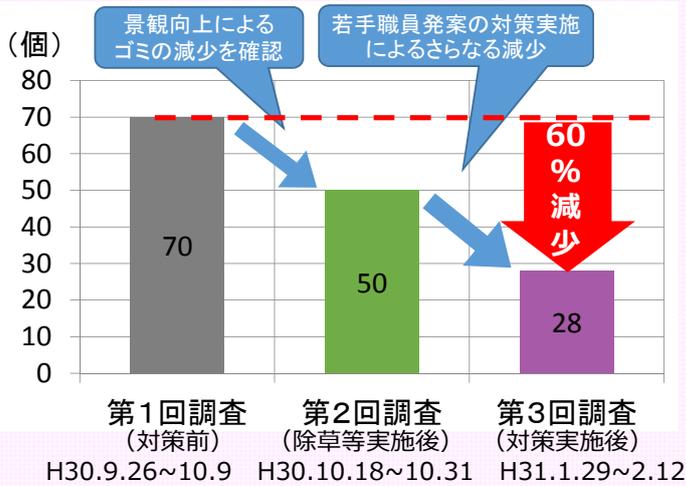
あきお 亮生

電 話 054-250-8900 ファックス 054-250-8911

道路の異常を発見したら・・・道路緊急ダイヤル #9910 (通話料無料・24時間受付)

- ・国道1号谷稲葉ICでは、長年、道路上でのゴミのポイ捨てが多く、地域から改善を望む声が多くあり、ゴミの回収回数の増加や防草マットの設置等を実施してきました。しかしゴミのポイ捨ては、なかなか減らず対応に苦慮してきました。
- ・平成30年9月に静岡国道事務所の若手職員によるプロジェクトチームを結成し、ゴミの多い谷稲葉ICにおけるゴミのポイ捨て状況調査を実施。ゴミを捨てられた箇所・ゴミの種類等の傾向を分析の上、看板の設置、景観向上の対策を実施しました。
- ・静岡国道事務所・藤枝警察署・藤枝市が連携し、ゴミのポイ捨ての根絶を目標として、パトロール及び啓発活動を実施しました。
- ・ゴミの調査を行った結果、ポイ捨ての対策実施前と比べ、各調査期間（14日間）で確認されたゴミの数が、対策後60%減少しました。

活動期間におけるゴミの推移



静岡国道若手職員プロジェクトチームによる取組

■谷稲葉ICのポイ捨てゴミの状況調査及びゴミのポイ捨て対策の検討



昨年度実施した主な対策

①パトロール・啓発活動 (藤枝警察署・藤枝市と合同実施)



②啓発看板、「監視中」看板の設置



③死角となるボックス内対策 (LED化、側溝・壁面の清掃)



④除草対策 (側溝目地シーリング)

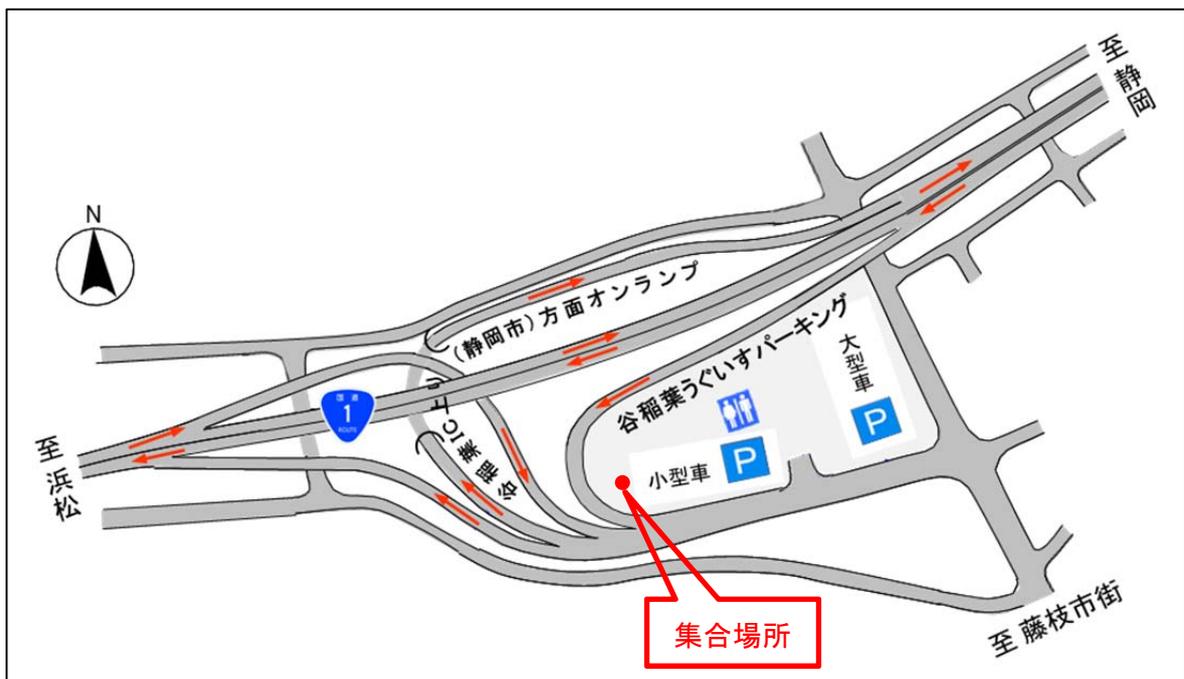


地元関係者からも本取組について、御礼の言葉を頂きました。
 藤枝市長「ありがとうございます。」
 地元町内会長「キレイにして頂きありがとうございます。」

位置図



谷稲葉IC 詳細図



谷稲葉IC「ゴミ」0へ

～国道1号谷稲葉ICの「**ポイ捨て問題**」はご存じですか??～

撮影場所：国道1号谷稲葉IC（上り方面流入口）



撮影場所：国道1号谷稲葉IC（上り方面流入口）

ここは藤枝市の玄関口！
我々は諦めません。問題がなくなるまで。

立ち止まって考えてみよう！！

- ポイ捨ては景観を損ねるだけでなく、交通の妨げとなるゴミもあります。
- 実際に道路上のゴミにより、事故に繋がったケースも発生しています。
- これらは落とし主の責任であり、一人一人の意識の向上が必要です。
- 「自分は大丈夫」では、問題はなくなりません。
- 安全に通行するために、きれいな環境をつくりあげていくことが大切です。
- あなたの捨てた物は、「誰かが拾わなければ」いけません。
- 谷稲葉ICに限らず、どこの道路でも同じ問題です。

○静岡国道事務所職員によるゴミの回収・分別等の様子



回収したゴミの様子

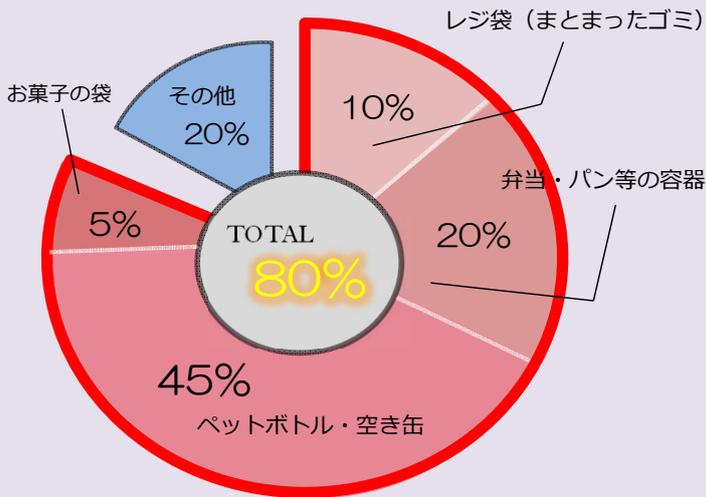


回収したゴミの分別作業



ペットボトル内の液体処分

谷稲葉 I C のゴミの種類について



調査対象：国道1号谷稲葉IC上り方面オンランプ（流入口）で、平成30年10月18日～10月31日の間に捨てられたゴミ

- 谷稲葉ICでポイ捨てされたゴミの種類を調査したところ、産業廃棄物ではなく、**個人が車中食したと思われる飲食物のゴミ（弁当の空き容器やペットボトル）がおよそ80%もありました。**
(※ペットボトルの約20%は、排泄物と思われる液体が入っていました。)
- ゴミの中には、**カッターナイフやガラス瓶等**もあり、通行車両に対しても**危険を及ぼしかねません。**
- 谷稲葉ICに限らず、知人・友人等で道路等でポイ捨てをしている人がいたら、やめるように促しましょう。



ゴミのポイ捨ては、犯罪行為です。

※道路上でのゴミのポイ捨ては、様々な法令等により罰せられる可能性がある行為（=犯罪行為）です。

■ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条14号 第16条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者。

罰則 ・5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金、又はその両方



■ 軽犯罪法

第1条 左の各号の1に該当する者は、これを拘留または料科に処する。

27号 公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てた者。

罰則 ・(刑法)拘留は、1日以上30日未満とし、刑事施設に拘置する
料科は、1000円以上1万円未満とする



■ 道路交通法

第76条第4項 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。

4号 石、ガラスびん、金属片その他道路上の人若しくは車両などを損傷するおそれのある物件を投げ、または発射すること。

5号 前号に掲げるもののほか、道路において進行中の車両などから物件を投げること。

罰則 ・5万円以下の罰金



■ 道路法

第43条 何人も道路に関し、左に掲げる行為をしてはならない。

第1項 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。

罰則 ・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



■ 藤枝市まちをきれいにする条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市民及び市内に滞在する者又は通過する者をいう

第11条 市民等、事業者及び所有者等は、ごみのポイ捨てをしてはならない。

罰則 ・3万円以下の過料を科する



合同パトロール、合同啓発活動 タイムスケジュール（予定）

10:00 静岡国道事務所 挨拶

10:05 藤枝警察署 挨拶

10:10 若手プロジェクト リーダーによる実施内容説明

10:20 合同パトロール・合同啓発活動開始（前半戦）

・合同パトロール・状況調査（場所：上りオンランプ、オフランプ）

・合同啓発（場所：うぐいすパーキング及び近隣店舗）

11:05 合同パトロール・合同啓発活動開始（後半戦）

・合同パトロール・状況調査（場所：下りオンランプ、オフランプ）

・合同啓発（場所：うぐいすパーキング及び近隣店舗）

11:45 うぐいすパーキング集合

11:45 藤枝市 挨拶

11:50 解散